

お 知 ら せ

一般財団法人 鳥取県建築住宅検査センター

建築物エネルギー消費性能適合判定業務については、令和3年4月から実施しておりますが、適合判定手数料に関する内容で、対象建築物の用途に関する見直し（2分類から3分類）を行った結果、手数料を令和4年5月1日から次のとおり改定させていただくこととなりました。

●建築物エネルギー消費性能適合判定手数料

単位：円

床面積の合計	モデル建物法			標準入力法等		
	用途分類			用途分類		
	A 種	B 種	C 種	A 種	B 種	C 種
1,000㎡未満	123,200	85,800	45,100	222,200	162,800	94,600
1,000㎡～2,000㎡未満	162,800	113,300	63,800	287,100	204,600	125,400

- ・省エネ適合性判定に係る適合判定手数料は、用途分類欄のA種、B種及びC種に掲げる用途の区分に応じ、それぞれに定める額とする。
- ・計画変更の適合判定手数料は、直前の判定を当検査センターで交付している場合は、上記判定料金表の60%の額とし又、軽微変更当該証明の適合判定手数料は、直前の判定を当検査センターで交付している場合は、上記判定料金表の30%の額とする。なお、計画変更及び軽微変更とも、直前の判定を他の機関で交付している場合は、申請建築物の床面積の区分の額による。
- ・複合用途の建築物の場合は、用途毎の床面積で算定して加算した額か、建築物全体の床面積をA種又はB種の区分で算定した額の、低い額を判定料金とする。
- ・増改築の場合、既存部分のBEI値をデフォルト値1.2を使用した場合は、既存部分の床面積を除いた床面積とし、BEI値をデフォルト値1.2を使用しない場合は、既存部分の床面積を含めた床面積の区分の額による。

《用語の定義》

- ・床面積：新築、増築又は改築する非住宅部分の床面積
- ・モデル建物法：採用する代表的な仕様のみを入力して評価する簡易評価法
- ・標準入力法等：各室の面積・仕様等を入力して評価する詳細評価法等で、モデル建物法以外の評価法

《用途分類》

- A 種：ホテル、旅館等 病院、老人ホーム、福祉ホーム等 図書館、博物館等 体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場、競輪場、社寺等 映画館、カラオケボックス、ぱちんこ場等
- B 種：事務所、官公署等 百貨店、マーケット等 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレー等
- C 種：工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場等

建築物エネルギー消費性能判定 料金一覧表

単位：円

床面積の合計	モデル建物法			標準入力法等		
	用途分類			用途分類		
	A 種	B 種	C 種	A 種	B 種	C 種
1,000㎡未満	123,200	85,800	45,100	222,200	162,800	94,600
1,000㎡～2,000㎡未満	162,800	113,300	63,800	287,100	204,600	125,400

(消費税込み)

- ・省エネ適合性判定に係る適合判定手数料は、用途分類欄のA種、B種及びC種に掲げる用途の区分に応じ、それぞれに定める額とする。
- ・計画変更の適合判定手数料は、直前の判定を当検査センターで交付している場合は、上記判定料金表の60%の額とし又、軽微変更当該証明の適合判定手数料は、直前の判定を当検査センターで交付している場合は、上記判定料金表の30%の額とする。なお、計画変更及び軽微変更とも、直前の判定を他の機関で交付している場合は、申請建築物の床面積の区分の額による。
- ・複合用途の建築物の場合は、用途毎の床面積で算定して加算した額か、建築物全体の床面積をA種又はB種の区分で算定した額の、低い額を判定料金とする。
- ・増改築の場合、既存部分のBEI値をデフォルト値1.2を使用した場合は、既存部分の床面積を除いた床面積を除いた床面積とし、BEI値をデフォルト値1.2を使用しない場合は、既存部分の床面積を含めた床面積の区分の額による。

《用語の定義》

- ・床面積：新築、増築又は改築する非住宅部分の床面積
- ・モデル建物法：採用する代表的な仕様のみを入力して評価する簡易評価法
- ・標準入力法等：各室の面積・仕様等を入力して評価する詳細評価法等で、モデル建物法以外の評価法

《用途分類》

- A 種：ホテル、旅館等 病院、老人ホーム、福祉ホーム等 図書館、博物館等 体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場、競輪場、社寺等 映画館、カラオケボックス、ぱちんこ場等
- B 種：事務所、官公署等 百貨店、マーケット等 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレー等
- C 種：工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場等

令和3年5月1日 改正